

船橋市感染症予防計画（案）への意見を募集します

（1）資料の閲覧及び意見募集の期間

令和6年1月15日（月）～令和6年2月14日（水）（必着）

（2）資料が閲覧できる場所

- 健康危機対策課、保健総務課、衛生指導課、健康づくり課、地域保健課
※いずれも船橋市保健福祉センター2階
- 船橋市役所行政資料室（11階）
- 各保健センター
- 各出張所、各公民館、各図書館
- 船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）
- 船橋市ホームページ

（3）意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この案に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

（4）意見の提出方法

①オンライン申請システムを利用する場合

以下のURLまたは二次元コードからアクセスし、ご回答ください。

URL：https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4033

二次元コード：



②郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかによる場合

次の6点をご記入の上、裏面の提出先にご提出ください。

- ① 住所（市外の方は、次のうちあてはまるもの（「市内に通勤または通学している」もしくは「この案に関し利害関係を有している」）をご記入ください。）
 - ② 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）
 - ③ 電話番号 ④ 案の名称 ⑤ 案に対するご意見の該当ページ及び行数（何行目か）
 - ⑥ 案に対するご意見
- ※1 様式は問いませんが、「意見提出様式」をご利用いただくこともできます。「意見提出様式」は、（2）資料が閲覧できる場所にあります。
- ※2 ご記入いただいた住所・氏名等の個人情報、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用いたしません。また、意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。
- ※3 匿名や電話での受付はしておりませんので、ご了承ください。

(5) 留意事項

- ・ご提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方とともに後日ホームページ上で公表いたします。
- ・この手続きは、案件に対する具体的なご意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・個々のご意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

(6) 提出先・問い合わせ先

船橋市 健康危機対策課（船橋市保健福祉センター2階）

（提出先） 〒273-8506（※住所不要） 船橋市 健康危機対策課

FAX：047-409-6301

電子メール：kenkokikitaaisaku@city.funabashi.lg.jp

（問い合わせ先） 電話：047-489-1982